

Q&A (平成 19 年 3 月 12 日版 入院基本料算定に関するもの)

新卒看護職員は 4 月 1 日から入院基本料等に係る看護職員の勤務時間数に計上するののか

新卒看護職員について、勤務時間数として計上を開始する時期は、免許登録日からとする。すなわち、免許の登録済証明書が到着したら、証明書にある登録年月日をもって計上を開始する。ただし、免許登録日以降の看護職員であっても、新採用者オリエンテーションや集団研修等により、病棟の業務に従事していない時間については、勤務時間数に計上することはできない。